

放置船・不法係留船の撤去について

* ご協力をお願いします!!! *

牛津出張所が管理している、六角川・牛津川には、長期間放置された船や、無許可で係留されている船等、多数確認されています。

これらの船は、降雨等で水位が上がったりしたときに流出したりして、**皆さまの暮らしを守るために設置されている河川管理施設や許可工作物(樋門や樋管など)に損傷や機能障害を与える恐れがあるため**、撤去する必要があります。

しかし、個人の財産であるため、原則、所有者の方に撤去していただかないといけません。

その確認を行うため、牛津出張所では、船の近くに、看板を設置しております。

所有者の情報等、ご存じの方がおいででしたら、牛津出張所または武雄河川事務所占用調整課までご一報ください。

皆さまのご協力をお願いいたします。

武雄河川事務所 TEL(代表)0954-23-5151

牛津出張所 0952-66-0315

国土交通省
武雄河川事務所
牛津出張所

川 ら 版

発行所
武雄河川事務所
牛津出張所
小城市牛津町上砥川47-9
(〒849-0305)
TEL(0952)66-0315
FAX(0952)66-0326
ホームページアドレス
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

3月1日

第 20 号

紙面の問い合わせ
上記発行所へ



●
測量調査及び工事へ
のご理解とご協力を
お願いいたします。

堤防のお話

堤防は、洪水などから皆さんの生活を守るために整備されてきました。
 私たちは、その堤防を守るため、常日頃から堤防の点検などを行っています。

除草は堤防を点検するため、点検前に行われています。
 除草剤を使わないのは、草が土堤に根を張り、堤防を強くしているからです。
 除草剤で根まで枯れてしまうと、堤防が弱くなってしまいます。

こうして整備され、維持管理を行っている堤防ですが、ご存じのとおり、牛津川の堤防(管理用通路)は決して広くはありません。

そのため、洪水の時に堤防(管理用通路)に車を駐車し、その場を離れてしまう人がいると、救急車などの緊急車両や、排水ポンプの水防活動や災害復旧工事を行う車両などが通行できません。

結果、**水害(災害)の発生や拡大**につながってしまう恐れがあります。

みなさまにお願いです。

大雨の時、堤防に車を止めないで！！！！

皆さまのご協力をお願いします。

牛津出張所

牛津川にある池のお話

六角川水系では、ヨシ繁茂が河川管理上大きな課題となっており、ヨシの育成抑制対策が求められています。ヨシが繁茂していると、水の流れが悪くなり、河川の水位上昇につながります。そこで、ヨシの繁茂抑制対策として、湛水池を試験的に施工しています。河川敷を利用される際は、池がある箇所があるので注意してください。

